

学校いじめ防止基本方針

春日井市立篠原小学校

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを全児童に理解させると共に、いじめを受けた児童の生命及び心身の保護が特に重要であることを認識して進める。

2 いじめ防止対策組織

いじめ・不登校対策委員会を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導担当、養護教諭、全職員で構成し、必要に応じて心の教室相談員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を加える。

(1) いじめ防止対策組織の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ 随時、ホーム&スクールやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）したり、毎朝の「心の天気」のデータをもとに声掛けをしたりして、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 校内研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見を進める。
- エ スクールサインの活用やいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、いじめ・不登校対策委員会を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- キ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、断続的な指導や支援を行う。

4 重大事態への対応

- (1) いじめにより児童が相当期間（30日を目安）欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、欠席期間が7日経過したら重大事態に向けて調査を慎重に行う。
- (2) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (3) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、いじめ・不登校対策委員会を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (4) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

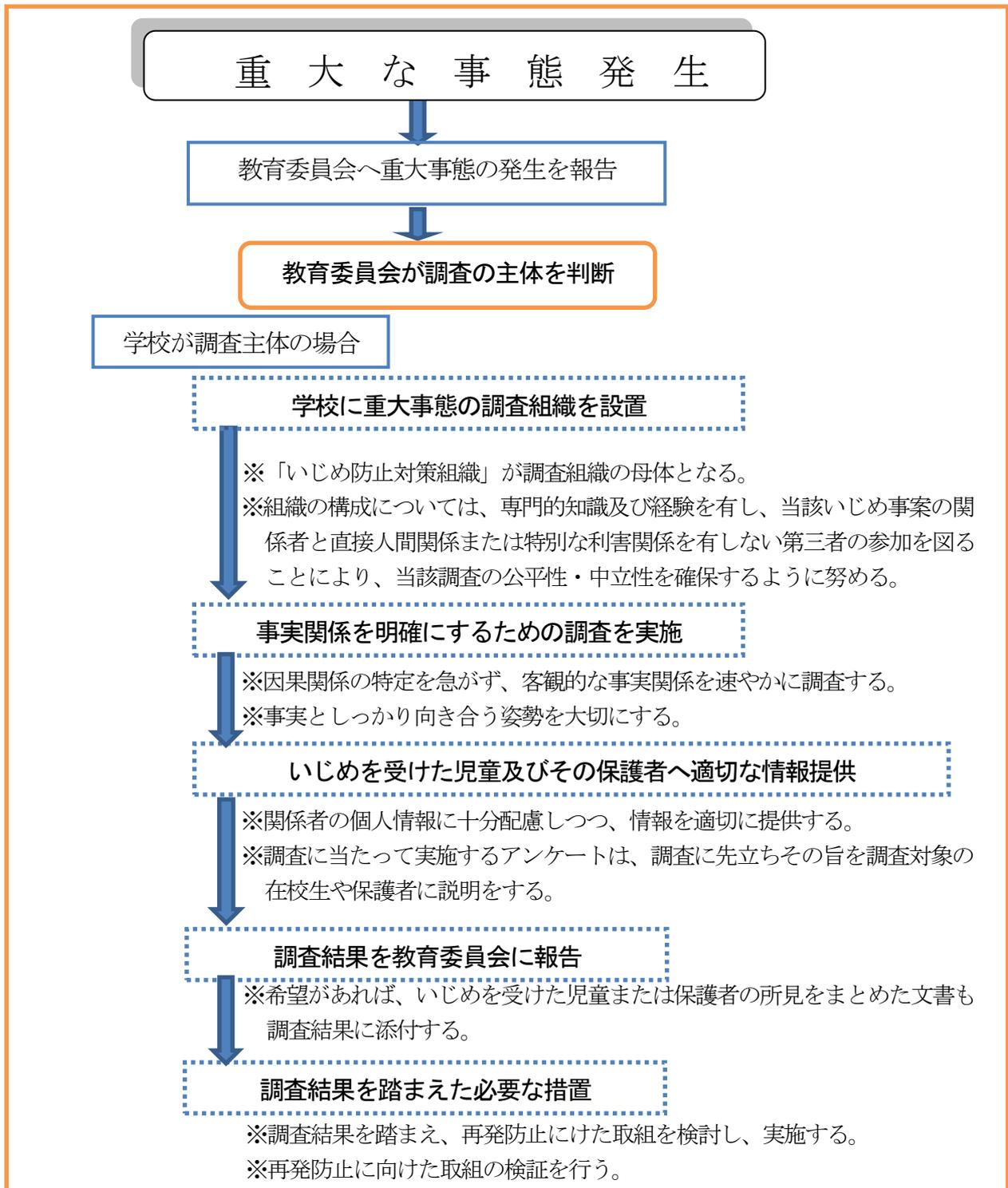
5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する研修の機会を設け、児童理解や相談の技量、いじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) いじめ・不登校対策委員会を開催した場合は議事録を残し、現状の把握と職員の共通理解のもと、今後の継続した対応に活用する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【重大事態の対応フロー図】



いじめの防止に関する具体的な取組の年間計画

		「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		P ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○学級開き ○相談室・SCの児童・保護者への周知	○身体測定	
5月		D ○保健指導(心と体の成長) ○1年生をむかえる会	○いじめ相談窓口の児童・保護者への周知 ○心のアンケート ○教育相談	○授業参観	
6月		○定例「いじめ・不登校対策委員会」			○学校評議員の委嘱
7月		C ○教職員による取組評価	○情報モラル授業		○個人懇談会 ○地域ボランティアとの連携
8月		A			
9月		P		○身体測定	
10月		D		○教育相談	○運動会
11月		○定例「いじめ・不登校対策委員会」	○学校保健委員会		
12月		○人権週間 ○赤い羽根募金活動			○個人懇談会
1月		C ○教職員による取組評価		○身体測定	○保護者への学校評価アンケート ○授業参観 ○学校評議員の授業参観
2月		A ○定例「いじめ・不登校対策委員会」	○保健指導(いのちの学習) ○1年生と保育園児の交流	○教育相談	
3月		P ○基本方針の見直し	○6年生を送る会		
通年		○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会での校長講話 ○SST ○道徳教育の推進 ○なかよし班活動 ○体験活動の充実	○健康観察の実施 ○心の天気の実施 ○心の相談室の利用 ○SCによる相談 ○職員打合せでの情報交換 ○スクールサイン	○見守りボランティアとの連携(声掛け運動) ○学校評議員会(学校関係者評価委員会)による学校評価

